

深川市複合施設建設基本設計・実施設計委託業務

公募型プロポーザル実施要領

令和5年5月

北海道深川市

<目次>

1	目的	1
2	業務の概要	1
3	複合施設建設計画の概要	1
4	審査方法	1
5	参加資格	2
6	参加に関する制限	3
7	業務実施上の条件	3
8	実施要領等の配布	4
9	スケジュール	4
10	参加表明書の提出	4
11	技術提案書の提出	7
12	プレゼンテーション及び ヒアリング審査	9
13	受託候補者の特定	10
14	失格条項等	11
15	契約の締結	11
16	その他	11

# 深川市複合施設建設基本設計・実施設計委託業務公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

深川市複合施設建設基本設計・実施設計業務を委託するにあたり、柔軟な発想や卓越した設計能力、豊かな経験を有する設計者を選定するため、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定することを目的とする。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

深川市複合施設建設基本設計・実施設計委託業務

### (2) 業務内容

深川市複合施設の建設に係る基本設計及び実施設計

※詳細は別紙「深川市複合施設建設基本設計・実施設計委託業務特記仕様書」のとおり

### (3) 履行期間

契約締結の日から令和6年11月29日（金）まで

ただし、基本設計成果品は、令和6年3月末日までに提出すること。

### (4) 委託料

94,072,000円以内（消費税額及び地方消費税相当額を含む。）

### (5) 担当課（提出先） 深川市建設水道部複合施設整備推進室

〒074-8650 深川市2条17番17号

TEL：0164-26-2240（課直通）

FAX：0164-22-2460

E-Mail アドレス：[fukugou@city.fukagawa.lg.jp](mailto:fukugou@city.fukagawa.lg.jp)

## 3 複合施設建設計画の概要

### (1) 施設の名称

深川市複合施設

### (2) 建設予定地

深川市一条514番5の内 外8筆

### (3) 敷地面積

6,000㎡程度

### (4) 建物の概要等

深川駅周辺複合施設整備基本計画（令和4年11月策定）のとおり

## 4 審査方法

本プロポーザルの審査は、深川市複合施設建設基本設計・実施設計委託業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）による一次審査及び二次審査の2段階により行う。なお、両審査とも非公開とする。

## 5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（以下「参加希望者」という。）は、単体企業であって、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 深川市競争入札参加資格関係事務処理要綱（昭和54年深川市訓令第12号。以下「事務処理要綱」という。）第4条第2項に規定する競争入札参加資格者名簿において、建築設計に登録されており、道内に本社または受任者としての支店・営業所がある者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされているなど経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (4) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項に基づく一級建築士事務所であること。
- (5) 公募の日から二次審査までのいずれの日においても、事務処理要綱第8条の規定による、入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (6) 参加しようとする者の間に次の資本関係又は人的関係がないこと。

### ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7号に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

- ① 親会社（会社法第2条第1項第4号の規定による親会社をいう。以下同じ）と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

### イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

### ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視しうる特定関係があると認められる場合

(7) 次の要件を満たす業務（平成20年4月1日以降に受注したものに限る。共同企業体により履行した業務を含む。）の受注実績を元請けとして有していること（本社又は営業所の実績を含む。）

ア 構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造、木造

イ 規模：2,000㎡以上

ウ 業務：市区町村等の庁舎又は文化的施設（複合施設を含む）の新築又は改築に関わる基本設計又は実施設計業務

※共同企業体として履行した実績は、当該企業体の構成員としての出資比率が20%以上のものとして、実績延床面積は建築設計を行った面積に出資比率を乗じた面積とする。

※「文化的施設」とは、公民館、集会場、コミュニティセンター、劇場、美術館、博物館又は図書館などの施設。

## 6 参加に関する制限

参加希望者は、提案内容の一部業務を協力者として専門業者（構造設計者、電気設備設計者、機械設備設計者等）の協力を得て提案することができるが、協力事務所の名称等（様式第6号）を提出すること。この場合の協力者は、5の参加資格を満たす者であることを要さない。

## 7 業務実施上の条件

(1) 管理技術者は、一級建築士であること。

(2) 管理技術者は、参加表明書提出日において、参加希望者と3カ月以上直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

(3) 管理技術者及び記載を求める各主任技術者はそれぞれ1名であること。

(4) 管理技術者が記載を求める主任技術者を兼任しないこと。

(5) 管理技術者は、平成20年4月1日以降に延床面積が2,000㎡以上の市区町村等の庁舎又は文化的施設（複合施設を含む）の新築又は改築に関わる基本設計又は実施設計業務に携わった実績があること。

(6) 主たる業務（総合）は再委託しないこと。

(7) 業務の一部を再委託する場合には、再委託先の設計者等が、事務処理要綱第8条の規定による入札参加資格停止を受けていないこと。

注1) 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。

注2) 「主任技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を統括する役割を担う者をいう。

なお、各主任技術者の分担業務分野の分類は、次表による。

分担業務分野	業務内容
建築（総合）	平成31年国土交通省告示第98号別添二第四号第2類又は第十二号第1類若しくは第十二号第2類の建築物のうち別表第4の2（一）又は第12の1（一）若しくは第12の2（一）の表中 総合
建築（構造）	同上構造
電気設備	同上設備
機械設備	同上設備

## 8 実施要領等の配布

本プロポーザルに係る書類（実施要領及び提出書類様式等）は、深川市公式ホームページ（以下「市ホームページ」という。）から入手すること。

※市ホームページアドレス <https://www.city.fukagawa.lg.jp/>

## 9 スケジュール

現段階で想定するスケジュールは次のとおりとする。（変更する場合がある）

実施内容	実施期間又は期日
実施要領の公表（告示）	令和5年 5月18日（木）
参加表明書に関する質問受付期間	令和5年 5月18日（木）から 令和5年 5月26日（金）まで
参加表明書に関する質問回答期日	令和5年 6月 2日（金）まで
<b>参加表明書の提出期限</b>	<b>令和5年 6月 8日（木）まで</b>
一次審査	令和5年 6月14日（水）予定
一次審査結果通知	令和5年 6月 中旬
技術提案書に関する質問受付期間	一次審査結果通知があった日から 令和5年 6月26日（月）まで
技術提案書に関する質問回答期日	令和5年 7月 5日（水）まで
<b>技術提案書の提出期限</b>	<b>令和5年 7月12日（水）まで</b>
二次審査	令和5年 7月21日（金）予定
二次審査結果通知	令和5年 7月 下旬

### 1.0 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料を（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められたものは、このプロポーザルに参加できない。

(1) 提出書類及び提出部数

ア 参加表明書（様式第1号）	1部
イ 技術職員数・資格（様式第2号）	1部
ウ 業務の受注実績（様式第3号）	1部
エ 管理技術者の経歴等（様式第4号）	1部
オ 主任技術者の経歴等（様式第5号）	1部
カ 協力事務所の名称等（様式第6号）	1部

(2) 参加表明書等の提出方法

- ア 受付期限 令和5年6月8日（木）まで
- イ 提出方法 持参又は郵送によること。（電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。）なお、郵送による場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。
- ウ 提出先 2の（5）に同じ
- エ 注意事項
- ① 持参により提出する場合は、土・日曜日及び祝日（以下「休日」という。）を除く、午前9時から午後5時までの間に、提出先へ持参すること。
  - ② 参加表明書等の提出後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めないものとする。
  - ③ 参加表明書の提出後に辞退する場合は、令和5年7月12日（水）午後5時までに、理由を付した辞退届（様式第8号）を提出すること。（必着）

(3) 参加表明書等に関する質問の受付及び回答

参加表明書等の作成について質問がある場合においては、次のとおり質問書により提出すること。

- ア 提出書類 質問書（様式第7号）
- イ 提出期限 令和5年5月26日（金）まで
- ウ 提出先 2の（5）に同じ
- エ 提出方法 電子メールで質問書を送信し提出すること。なお、送信後に担当課へ電話し着信を確認のこと。電話連絡は、休日を除く午前9時から午後5時までとする。
- オ 質問に対する市の回答
- 質問に対する回答は、令和5年6月2日（金）までに、質問者に対して電子メールにより回答するほか、市のホームページにて公表する。

(4) 技術提案書の提出を要請する者の選定

- ア 選定方法
- 技術審査書の提出を要請する者（以下「技術提案者」という。）の選考は一次審査で行い、次表に基づき評価し、評価点の高い順に審査委員会において5者程度選定する。

イ 参加表明書等の評価項目及び評価基準は以下のとおりである。

種類	評価項目	主な判断基準		配点
一次 審査	事務所の 評価	技術職員数	技術職員数を評価する。	22.0
		有資格者数	有資格者数（技術士、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士、一級建築士、建築設備士）を評価する。	
		業務の受注実績	業務の受注実績の区分や件数等について評価する。 なお、同種業務及び北海道内での実績について優位に評価する。	
	配置技術者の資格	専門分野の技術者資格	管理技術者及び各主任技術者の保有資格について、次ページの資格評価表に基づき評価する。	10.5
	配置技術者の技術力	同種又は類似業務の実績（実績の有無及び件数、携わった立場）	次の順で評価する。 ①同種業務の実績がある ②類似業務の実績がある （上記①②に加え携わった立場も評価する）	18.0
経験年数		実務経験年数を評価する。	9.5	
<b>計</b>				<b>60.0</b>

【資格評価表】

分担業務分野	評価する資格（番号の順に評価する。）
管理技術者	①技術士、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士 ②一級建築士
建築（総合）主任技術者	①技術士、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士 ②一級建築士 ③その他
建築（構造）主任技術者	①技術士、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士 ②一級建築士 ③その他
電気設備主任技術者	①技術士、設備設計一級建築士 ②一級建築士、建築設備士 ③一級電気工事施工管理技士 ④その他
機械設備主任技術者	①技術士、設備設計一級建築士 ②一級建築士、建築設備士 ③一級管工事施工管理技士 ④その他

※海外資格は、当該資格と同等であると判断できる資料を提出した場合、同等の評価を行う。

※「技術士」の資格は当該分野における技術士とする。

※「その他」とは、当該分野における技術者資格とする。

## ウ 結果の通知等

審査結果は、令和5年6月中旬にすべての参加希望者へ書面により通知する。

なお、技術提案者とならなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内にその理由の説明を書面（任意様式）により求めることができる。

## 1.1 技術提案書の提出

技術提案者は、次の書類を提出する者とする。

### (1) 提出書類及び提出部数

ア 技術提案書提出届（様式第9号）	1部
イ 業務履行方針（様式第10号）	10部
ウ 特定テーマに対する技術提案（様式第11号）	10部
エ 参考見積書（任意様式）	1部

### (2) 技術提案書等の提出方法

ア 提出期限 令和5年7月12日（金）まで

イ 提出方法 持参又は郵送によること。（電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。）なお、郵送による場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期日までに必着のこと。

ウ 提出先 2の（5）に同じ。

#### エ 注意事項

- ① 持参により提出する場合は、休日を除く午前9時から午後5時までの間に、提出先へ持参すること。

### (3) 技術提案書等の記載要領

#### ア 業務履行方針（様式第10号）

本業務における「業務の実施方針」「業務への取組体制」「設計 チームの特徴」「特に重視する設計上の配慮事項（特定テーマに記載する内容を除く）」「その他、業務遂行上の配慮事項等」について簡潔に記載し提出すること。なお、提出者を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）は記載しないこと。

#### イ 特定テーマに対する技術提案（様式第11号）

- ① 深川駅周辺複合施設整備基本計画を踏まえ、下記の特定期間に関する考え方を記載し提出すること。なお、提出者を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）は記載しないこと。

② 特定テーマ

**テーマ1：誰もが訪れやすく、にぎわいや交流が創出できる利用しやすい複合施設の実現に関する提案**

- ・導入する基本機能を効果的に配置し、利用しやすい施設を提案すること。
- ・幅広い世代が気軽に立ち寄ることができ、にぎわいや交流が図れる施設を提案すること。
- ・子どもが安心して遊べる場や学生等が気軽に立ち寄れる場について、効果的な方策を提案すること。
- ・これらの提案は、ユニバーサルデザインやバリアフリーを踏まえた提案とすること。

**テーマ2：周辺環境と調和・連携した、まちの顔となる複合施設の実現に関する提案**

- ・交通結節機能の強化が図れるよう、J R 深川駅など周辺施設とのアクセスを考慮し、利用しやすい動線や配置等を提案すること。
- ・まちなかを行き交う人やJ R利用者等が、にぎわいを感じとれ、訪れたいくなる施設を提案すること。
- ・市民が愛着を感じることができるよう、地域材の活用など本市の顔としてふさわしいデザインを提案すること。

**テーマ3：環境負荷を抑え、ライフサイクルコストに配慮した複合施設の実現に関する提案**

- ・施設の用途・規模に適した再生可能エネルギーの活用やパッシブデザインの導入など、環境負荷低減の方策を提案すること。その際には建設コストの抑制も視野に入れ提案すること。
- ・施設運営に必要な機能を確保しつつ、ライフサイクルコストの縮減を図るなど機能性と経済性のバランスのとれた施設を提案すること。

**テーマ4：その他独自の提案**

複合施設建設にあたり、テーマ1～テーマ3以外の項目について基本計画に基づいた複合施設についてふさわしい提案があれば記載すること。

ウ 参考見積書

本業務に係る合計経費見積金額と消費税相当額（10%）を提示すること。

なお、見積金額の内訳書（任意様式）を添付すること。

エ 記入上の注意事項

- ① 本要領に基づく受託候補者選定のための審査に際して求めるのは、受託業務履行の具体的な方法及び取組のあり方についての提案であり、成果の一部の提出ではないことに留意すること。本要領において求める事項以外の内容を含む技術提案は、これを無効とする場合もある。

- ② 主要な文章における文字は読みやすい大きさ（11ポイント以上）とすること。  
ただし、図版等に係る部分の文字についてはこの限りではない。
- ③ 視覚的表現については、文字を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図等は使用できるが、設計内容が具体的に表現された設計図書や模型等を使用してはならない。
- ④ 技術提案書の提出後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めないものとする。
- ⑤ レイアウトや色彩の仕様は自由とする。

#### （4）技術提案書等に関する質問の受付及び回答

技術提案書等の作成について質問がある場合においては、次のとおり質問書により提出すること。

ア 提出書類 質問書（様式第7号）

イ 提出期限 令和5年6月26日（月）まで

ウ 提出先 2の（5）に同じ

エ 提出方法 電子メールで質問書を送信し提出すること。なお、送信後に担当課へ電話し着信を確認すること。電話連絡は、休日を除く午前9時から午後5時までとする。

オ 質問に対する市の回答

質問に対する回答は、令和5年7月5日（水）までに、技術提案者全てに対し電子メールにより回答するほか、市ホームページにて公表する。

## 1.2 プレゼンテーション及びヒアリング審査

受託候補者の特定に当たって、提案書等に係るプレゼンテーション及びヒアリング審査を次のとおり行う。

### （1）実施方法

ア プレゼンテーションは技術提案者ごとの呼び込み方式とし、持ち時間は35分（プレゼンテーション20分、質疑15分）とする。

イ プレゼンテーションは、提出された技術提案書等に記載された提案内容の範囲で行うこと。  
なお、追加資料の配布等は認めないものとする。

ウ 第2次審査の出席者が、自らのプレゼンテーション及びヒアリングの時間以外に、会場へ入ること及び傍聴することは認められない。

エ プレゼンテーションでは、パソコンの使用を可能とするが、使用するパソコンは技術提案者が用意し自ら操作すること。なお、パソコンの設置準備時間は持ち時間から除く。

※プロジェクター及びスクリーンは市が用意する。

（プロジェクターの機種 メーカー：EPSON 型式：EB-W8）

オ ヒアリング等審査の説明者は、管理技術者及び補助者を含めて4人以内とする。

カ 欠席をした場合は、受注意思がないものとして審査の対象としない。

キ ヒアリング審査の順番は本市にて決定し、後日通知する。

(2) 実施日及び場所

- ア 実施日 令和5年7月21日(金) 予定
  - イ 場所 深川市役所(深川市2条17番17号)
- ※開始時間及び会議室等は別途通知する。

1.3 受託候補者の特定

(1) 特定方法

審査委員会は、一次審査及び二次審査における各審査委員の評価点を合計し、合計得点が高い順に最優秀提案者(受託候補者)と優秀提案者(次点者)を特定する。

なお、評価点の合計が同点となる者が2者以上であるときは、委員会の合議により順位を決定する。

(2) 技術提案書等の評価項目及び評価基準は以下のとおりである。

種類	評価項目	主な評価基準	配点
二次 審査	実施方針及び取組体制等	実施方針、取組体制、設計チームの特徴、設計上の配慮事項等について評価する。	25.0
	特定テーマに対する技術提案	特定テーマごとに適格性、独創性、実現性を総合的に評価する。※テーマ1～3は各21点、テーマ4は15点の配点とする。	78.0
	業務の理解度等	技術提案を通して、課題等の把握や取組姿勢をはじめ、当該業務の内容や業界背景、諸手続き等の理解度について評価する。	7.0
	参考見積	見積価格について評価する。	10.0
計			120.0

(3) 審査結果の通知

受託候補者を特定したときは、令和5年7月下旬までに提案者全員に対し、審査結果を書面(様式第12号)により通知する。

なお、受託候補者とならなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して5日(休日を除く。)以内にその理由の説明を書面(任意様式)により求めることができる。

(4) 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、その結果を公表する。

#### 1.4 失格条項等

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 提出期限までに技術提案書等が提出されない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

#### 1.5 契約の締結

##### (1) 契約の締結

委託者は、受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、見積書を徴収し随意契約の方法により契約を締結する。

なお、技術提案時の経費見積額調書の見積額と比較し、見積額が著しく異なる等不誠実な行為があったときは、失格とする。

また、受託候補者が次に掲げる事項に該当する場合には、次点者と協議を行い、協議が整った場合に次点者と契約を締結することとする。

ア 交渉が不調となった場合

イ 地方自治法施行令第167条の4に規定される者に該当した場合

##### (2) 契約保証金 要しない。

##### (3) 契約書作成の要否 要する。

##### (4) 委託金額の支払い方法

ア 部分払い（3回以内）及び完成払いとする。

イ 委託料は次のとおりとして、各年度の支払額はその範囲内で別途定める。

年度	委託料
令和5年度	33,072千円
令和6年度	61,000千円

#### 1.6 その他

- (1) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨とする。
- (2) 提出書類の作成及び提出、並びに二次審査の参加に関する費用は、参加希望者及び技術提案者の負担とする。
- (3) 現地を見学する機会は、特に設けないものとする。なお、参加希望者が、現地を見学又は調査する場合には、近隣居住者等へ迷惑がかからないよう、十分配慮すること。
- (4) 提出された書類等の著作権は、原則として参加希望者及び技術提案者に帰属するものとする。
- (5) 提出された書類等は返却しないものとする。
- (6) 提出された書類は、参加希望者及び技術提案者に無断で本プロポーザル以外の用に供しない。

- (7) 提出書類はプロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは複製する場合がある。
- (8) 市は参加希望者及び技術提案者から提出された書類について深川市情報公開条例（平成9年深川市条例第37号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することがある。
- (9) 設計業務を受託した者及びその者と資本及び人事等において関連を有すると認められる製造業者及び建設業者は、本件に関する建設工事を請け負うことはできないものとする。